

締約国に関する情報 I N	イ ン ド 一 般 情 報	附属書 B 1 I N
国内官庁の名称	Indian Patent Office (Kolkata, New Delhi, Chennai and Mumbai) (インド特許庁 (コルカタ, ニューデリー, チェンナイ又はムンバイ))	
所在地及び郵便のあて名	<p>Indian Patent Office Kolkata, Intellectual Property Office Building, CP-2, Sector-V, Salt Lake City, Kolkata 700 091, India</p> <p>Indian Patent Office Delhi, Intellectual Property Office Building, Sector-14, Plot No. 32, Dwarka, New Delhi 110 075, India</p> <p>Indian Patent Office Chennai, Intellectual Property Office Building, G.S.T. Road, Guindy, Chennai 600 032, India</p> <p>Indian Patent Office Mumbai, Intellectual Property Office Building, S.M. Road, Near Antop Hill Head Post Office, Mumbai 400 037, India</p>	
電話番号	<p>コルカタ : (91-33) 23 67 19 87, 23 67 50 91</p> <p>ニューデリー : (91-11) 25 30 02 00, 25 30 03 35 (PCT課)</p> <p>チェンナイ : (91-44) 22 50 20 80, 22 50 20 60</p> <p>ムンバイ : (91-22) 24 15 36 51, 24 14 81 61</p>	
ファクシミリ装置	<p>コルカタ : (91-33) 23 67 19 88</p> <p>ニューデリー : (91-11) 28 03 43 01</p> <p>チェンナイ : (91-44) 22 50 20 66</p> <p>ムンバイ : (91-22) 24 13 03 87</p>	
電子メール	<p>コルカタ : kolkata-patent@nic.in</p> <p>ニューデリー : delhi-patent@nic.in patentin-pct@nic.in (PCT課)</p> <p>チェンナイ : chennai-patent@nic.in</p> <p>ムンバイ : mumbai-patent@nic.in</p>	
インターネット	www.ipindia.nic.in	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	

[次頁に続く]

I N	イ ン ド (続き)	I N
出願人に出願をW I P O優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) で利用可能とすることを許可する用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際及び国内出願をW I P O D A Sで利用可能とすることを許可する用意がある	
インドの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりインド特許庁 (コルカタ, ニューデリー, チェンナイ又はムンバイ ¹⁾) 又はW I P O国際事務局 (附属書C参照)	
国内法令 ² はW I P O国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合, 出願は制限される: 居住者による出願 ³	
インドが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	インド特許庁 (コルカタ, ニューデリー, チェンナイ又はムンバイ ¹⁾) (国内段階参照)	
インドを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特 許, 追加特許	
国際型調査に関するインドの規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
インドが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
インドが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ り (附属書L参照)	

1 2003年特許規則の規則4による適正官庁の管轄区域内での, 出願人 (複数の出願人がいる場合には最初に記載された出願人) の居所又は業務地, 発明が実際に創出された場所, 又は送達用あて名による。

2 特許法第39条。

3 様式25の請求 (www.ipindia.nic.in/writereaddata/portal/ipoformupload/1_11_1/fees.pdf) 及び所定の手数料支払に基づき長官が書面で許可した場合, 又はインドにおいて同一発明についての特許出願が行われており, 長官がその公開若しくは通知を禁止する指示を行わずに少なくとも6週間が経過した場合を除く。